○瑞穂町高校生等の医療費の助成に関する条例

令和４年９月１３日

条例第１５号

（目的）

第１条　この条例は、高校生等を養育している者に対し、高校生等に係る医療費の一部を助成することにより、高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において「高校生等」とは、１５歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から１８歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある者をいう。

２　この条例において「高校生等を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（１）　高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

（２）　父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない高校生等を監護し、かつ、その生計を維持する者

（３）　高校生等が何人からも監護されておらず、町長が必要と認める場合は当該高校生等本人

３　前項第１号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である高校生等を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該高校生等は、当該父又は母のうちいずれか当該高校生等の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

４　この条例にいう「父」には、母が高校生等を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

（対象者）

第３条　この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、瑞穂町（以下「町」という。）の区域内に住所を有する高校生等を養育している者であって、その者が養育する高校生等の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭

和３３年法律第１９２号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する高校生等を養育している者は、対象としない。

（１）　生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）による保護を受けている者

（２）　規則で定める施設に入所している者

（３）　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の３第８項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第６条の４に規定する里親に委託されている者

（医療証の交付）

第４条　医療費の助成を受けようとする者は、養育する高校生等について、規則で定めるところにより、町長に申請し、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第５条　町は、高校生等の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって高校生等に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

２　前項に規定する助成は、他の法令等によって医療に関する給付を受けることができるときは、その給付の限度において行わない。

（医療費の助成）

第６条　医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が、医療証（国民健康保険法又は社会保険各法の規定によって高額療養費が支給される場合は、医療証及び規則で定める書類）を提示して、診療、薬剤の支給又は手当を受けた場合に、病院、診療所若しくは薬局又はその他のもの（以下「病院等」という。）に対して助成する額を当該病院等に支払うことによって行う。

２　前項の規定にかかわらず、町長が規則で定める特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金相当額の支払方法）

第７条　前条第１項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合は食事療養標準負担額を、国民健康保険法又は社会保険各法及び厚生労働省令の規定の例により病院又は診療所に支払うものとする。

（届出の義務）

第８条　対象者は、第４条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。

２　対象者は、現況について、規則で定めるところにより毎年、現況届を町長に提出しなければならない。

３　対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく町長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第９条　対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第１０条　対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生

じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を町に譲渡するものとする。

２　対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

（助成費の返還等）

第１１条　町長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部（第２号から第４号までの各号のいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。）を返還させることができる。

（１）　偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

（２）　第８条第３項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

（３）　前条第１項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

（４）　前条第２項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

２　医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、町長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

（委任）

第１２条　この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

２　第４条の規定により行う必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

別表（第５条、第７条関係）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	０円
通院（施術を含む。）に係る医療費 （通院１回当たり）	２００円

備考　通院１回当たりの対象者負担額が２００円に満たない場合にあっては、その満たない額